

## 報告第3号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成28年6月6日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第5号

専 決 処 分 書

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年3月31日専決

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第24号

### 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「減額」を「減免」に改め、同条中「次の各号に該当すると認めるときは」を「教育委員会が必要と認めた場合は」に、「減免」を「減額」に改め、同条各号を削る。

別表第1の備考第3項の次に次のように加える。

- 4 この表において小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）1年生から3年生までの兄又は姉を有し、小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、当該2人目の幼児に係る保育料は、当該幼児の属する世帯の階層区分における保育料の1/2とし、3人目以降の幼児に係る保育料は、無料とする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項の支給認定保護者という。以下同じ。）でこの表において第2階層又は第3階層に該

当するものに係る年長の特定被監護者等から順に2人目の幼児に係る保育料は、当該支給認定保護者の階層区分における保育料の1/2とし、3人目以降の幼児に係る保育料は、無料とする。

- (1) 支給認定保護者に監護される者
- (2) 支給認定保護者に監護されていた者
- (3) 支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（前2号に掲げる者を除く。）

6 5に該当する支給認定保護者又はその世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第2階層にあつては当該支給認定保護者に係る幼児の保育料は無料とし、第3階層にあつては当該支給認定保護者に係る年長の特定被監護者等から順に1人目の幼児の保育料は第3階層における保育料の1/2とし、2人目以降の幼児の保育料は無料とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
- (2) 在宅障害児（者）

7 次の各号のいずれにも該当する者（第3子以降に限る。）に係る保育料は、無料とする。

- (1) 亀岡市内に居住地を有する者で、満18歳未満の児童（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。）が3人以上いる世帯の者
- (2) 第2階層から第4階層までに認定した世帯の者

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 子ども・子育て支援法施行令等の一部改正に伴い、第2階層から第3階層まで（年収約360万円未満相当）の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、第2階層から第3階層まで（年収約360万円未満相当）のひとり親世帯等については、保育料の負担軽減措置を拡大し、第1子については、現行の1/2、第2子については無料とすることとした。
- 2 京都府第3子以降保育料無償化事業により、次の各号のいずれにも該当する者（第3子以降に限る。）に係る保育料は、無料とすることとした。
  - (1) 亀岡市内に居住地を有する者で、満18歳未満の児童（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。）が3人以上いる世帯の者
  - (2) 第2階層から第4階層までに認定した世帯の者
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行した。